

昭和53年7月、障害者地域作業所（当時、全国では小規模作業所・福祉作業所と呼ばれていました。）11か所が集まって発足しました。

平成22年4月、特定非営利活動法人を取得。

★ 目指す方向

法定外での活動であった障害者地域作業所は、「障害者総合支援法」に基づく地域活動支援センター、個別給付事業所に移行しました。県障作連は、非営利で小規模な障害福祉サービス事業所等が地域において互いに連携し合い、障害福祉関係機関・団体、地域社会等と協力し、障害者の視点に立ち、地域における社会福祉の推進を進めることを目的としています。

★ 事業



1、小規模事業所等支援事業

地域活動支援センター等の小規模な事業所における事業所内での利用者支援にとどまらず、地域住民の障害者理解の促進と障害福祉の充実につながる地域支援力を高めるための取り組みを支援しています。

(1)小規模事業所等支援	小規模事業所における事業所内での利用者支援にとどまらず、障害者理解の促進と障害福祉の充実につながる支援力を高めるための取組みを支援しています。
(2)企画、組織強化推進	障害者の地域における課題に対し関係機関との協議等を行い、とりまとめをおこなっています。
(3)調査・研究	「地域であたりまえに生きたい」という障害者や親たちの切実な願いを、ボランティアや地域の人々と共に支える拠点事業所の発展にむけて関係機関等へ要望及び提案内容の検討を実施しています。
(4)研修会開催	独自や関係機関、団体との共催で研修会を開催します。
(5)地域連携助成	地区内での連携を推進するために助成を実施します。
(6)情報提供	ア. 機関紙発行 イ. 地域啓発事業 ウ. 情報の提供：HP及びFAX等による情報提供

2、はたらく（生産活動）を支援事業

障害福祉サービス事業所等は、障害者が日中活動をする場、社会参加の場として位置付けられています。障害者が個々の個性を活かし、創意工夫をもって作業等（自主製品作りや下請け加工等の作業）から得た収益は、障害者にとっては誇りある収入になっています。この事業所間の連携による活動の拡充や地域で独創的かつ地域文化のある活動の充実に向けて取組を行っています。

